

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第三十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一文化会館の項中

副館長	次長	課長
四種		

を

館長	副館長	次長	課長
二	四		

に改め、同表橿原考古学研究所の項中

種	種
---	---

副所長	部長
四種	

を

副所長	部長
三種	四種

に改め、同表女性センターの項を削り、同表登美学園の

項の次に次のように加える。

女性センター	
次長	所長
七種	五種

別表第一 県立病院の項、県立病院附属看護専門学校の項及び西奈良県民センターの項を削り、同表農業大学の項を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校		
副校長	課長	学科長
四種	七種	

別表第一へリポート管理事務所の項中

所長
四種

を

次長	所長
----	----

に改め、同表奈良公園事務所の項中

所長
四種

七種	五種
----	----

に改め、同表奈良春日野国際フォーラムの項中

次長	所長
五種	四種

を

「次長」を「課長」に、「六種」を「七種」に改め、同表警察本部の項中

主幹

五種

を

主幹	首席研究員
五種	

に改め、同表警察署の項中

副署長	五種
-----	----

を

副署長	分庁舎所長（人事委員会の定めるものに限る。）
五種	

に改め、同表収用

委員会事務局の項中

事務局長	四種
------	----

を

事務局長	主幹
四種	五種

に改める。

別表第二の五を削り、同表六の4級の項中

目録	五種

80,500円
71,600円

を

四種	80,500円
五種	71,600円
六種	62,600円

--	--	--

まじとする。

に改め、同表六を同表五とし、同表七から同表九までを同表六から同表八

別表第三の五を削り、同表六の4級の項中

四種	
五種	

56,800円
50,500円

を

四種	56,800円
五種	50,500円
六種	44,200円

に改め、同表六を同表五とし、同表七から同表九までを同表六から同表八

--	--	--

まゝとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。